



長野県教育委員会訓令第1号

県立高等学校
県立中学校
県立特別支援学校

学校医、学校歯科医、学校薬剤師及び産業医の嘱託等に
関する規程（昭和28年長野県教育委員会訓令第3号）の一
部を次のように改正し、令和3年4月1日から施行します。

令和3年3月25日

長野県教育委員会

別表中「185,000円」を「186,000円」に、「140,000円」を「175,000
円」に改める。

保健厚生課